

時間外投げ込み

青 畜 号 外
平成28年12月2日

報道機関各位

青森県農林水産部畜産課長
(公 印 省 略)

2例目の高病原性鳥インフルエンザ発生に係る通行制限について

このことについて、家畜伝染病予防法第15条に基づき、下記のとおり通行を制限しますので、お知らせします。

記

- 1 制限する道路
青森市道森林軌道廃線通
始点 青森市大字四戸橋字磯部243番396地先
終点 同243番355地先
- 2 制限期間
平成28年12月2日午後6時30分から同5日午後6時30分まで
- 3 制限内容
防疫業務関係車両以外の車両、人の通行を禁止
- 4 制限方法
始点及び終点に通行制限表示、コーン、赤色灯を設置

報道機関用提供資料	
担当課	農林水産部畜産課
担当者	衛生・安全グループ 村井総括主幹
電話番号	直通 017-734-9498 内線 4818
報道監	農林水産部 高谷次長 (内線 4967)

2例目の高病原性鳥インフルエンザ発生に係る 通行制限区間について

